委員限り
資 料 C

政治資金適正化委員会が所管する押印手続等の見直しについて

１．経緯

○　内閣府規制改革推進室から各府省に対して、行政手続における押印規制の見直しについて対応が要請されたことに伴い、当委員会が所管する押印が必要な手続等について、検討を行なうもの。

２．検討対象

○現時点において検討対象となるものは大別すると次のとおり。

（１）登録政治資金監査人の地位に係る申請及び届出（登録申請書等）

（２）監査人証票等に係る申請及び届出（証票再交付申請書等）

３．基本的考え方

○　従来、政治資金適正化委員会においては、本人確認による真正性担保、事務執行の適正担保の観点から、申請書類等の様式（委員会決定）において、押印を求めてきたもの。

○　これらの申請及び届出等については、添付資料等により本人確認による真正性担保は可能であるもの、または慣習的に求めてきたもので廃止しても事務執行の適正担保は可能と考えられるものであることから、押印の義務を廃止する方向で検討を進める。

４．今後の流れ

○　政府内の検討スケジュールに沿って、検討が終わり次第、上記の申請及び届出等の様式の改正について委員会で審議・決定を行なう。